

随意契約理由書

1. 業務名 令和8年度 御前崎港将来利用動向検討業務

2. 選定理由

本業務は、御前崎港がもたらす周辺地域への経済波及効果について有識者に諮り適切に評価するものである。

本業務の手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案書を求め、「担当技術者の経験及び能力」「実施方針・実施フロー・工程表・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。

審査の結果、総合的に最も評価値が高位である三井共同建設コンサルタント(株)を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により三井共同建設コンサルタント(株)と随意契約するものである。